

○共立蒲原総合病院組合職員の初任給調整手当に関する規則

〔令和元年9月5日〕
規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「条例」という。）第8条の2に規定する初任給調整手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職及び職員の範囲)

第2条 条例第8条の2に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職とする。

第3条 条例第8条の2の規定により手当を支給される職員は、前条の職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証を有する者に限る。）であって、職務の級が医療職給料表(1)の1級又は2級に位置づけられたものとする。

(支給期間及び支給額)

第4条 前条の職員に支給する手当の支給期間及び支給額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職務の級が医療職給料表(1)の1級にある者で医師免許取得後5年を経過したもの 月額100,000円
- (2) 職務の級が医療職給料表(1)の2級にある者 月額100,000円

(手当の支給)

第5条 手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。